

小規模橋梁（無名橋 2 橋）補修設計業務委託 特記仕様書

総 則

（適用範囲）

第 1 条 本仕様書は、本市が発注する「小規模橋梁（無名橋 2 橋）補修設計業務委託」に適用する。

また、本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書によるほか、業務委託契約書、「新潟県測量・設計・調査業務委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

（目 的）

第 2 条 本業務は、過年度に実施した橋梁点検において、損傷・劣化により補修等の必要性が確認されたことから、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象橋梁における損傷箇所の補修設計を行い、工事発注図書の作成を行うことを目的とする。

（期 間）

第 3 条 本業務の履行期間は契約の日から令和 5 年 12 月 28 日までとし、工期を厳守するものとする。

（通 則）

第 4 条 受託者は、業務計画書を作成し、契約後遅滞なく委託者に提出しなければならない。

- | | | |
|----------------------|------------------|----------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | |
| (6) 成果物の品質を確保するための計画 | | |
| (7) 成果物の内容、部数 | (8) 使用する主な図書及び基準 | |
| (9) 連絡体制（緊急時含む） | (10) 使用する主な機器 | (11) その他 |

前項の提出書類について、委託者が不相当と認め受託者に協議したときは、受託者はこれに応じなければならない。

（管理技術者）

第 5 条 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、建設部門（選択科目：鋼構造及びコンクリート）の技術士、もしくは R C C M（鋼構造及びコンクリート）、又はこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。

また、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間に、魚沼市もしくは新潟県土木部が所管する道路橋の補修設計業務に係る管理技術者として従事した経験を有すること。

業務内容

(業務内容)

第6条 本業務の内容は、以下に示すとおりとする。

I. 対象橋梁

- 市道小平尾上中山線 無名橋 124 (広神地区)
RC 橋、L=2.1m、W=3.1m H30 点検 (管理区分 2、県判定 C3、国判定：Ⅲ)
- 市道平野又 18 号線 無名橋 2 (入広瀬地区)
鋼桁橋 L=6.1m、W=3.65m R2 点検 (管理区分 3、県判定 C3、国判定：Ⅲ)

II. 業務内容

(1) 設計準備・計画

①業務計画 【無名橋 124・無名橋 2 を対象】

受注者は、契約後速やかに橋梁補修の実施体制を整え、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、標準仕様書第 1112 条に基づいて、業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。

②既存資料の収集・整理 【無名橋 124・無名橋 2 を対象】

業務に先立ち、設計 (竣工) 図書、点検資料等の貸与資料や既存の関連資料を収集し、整理を行う。

③現地踏査 【無名橋 124・無名橋 2 を対象】

既往資料をもとに現地踏査を行い、損傷程度の概要、既存の補修対策状況、添架物・支障物件の有無、周辺状況、施工性を確認し、補修設計の計画立案に必要な基礎的状況を把握する。

また、詳細調査時に必要となる資機材の確認や運搬経路、交通量、想定される交通規制 (交通整理員の配置人数等)、橋梁の劣化程度、その他調査を実施するために必要な現場の状況を確認する。

④一般図作成 (現地計測による復元) 【無名橋 124・無名橋 2 を対象】

補修設計に必要な図面 (一般図) を作成する。既存資料 (建設時の竣工図や過年度調査成果等) が無い場合は、構造形式を確認し、必要寸法を測定のうえ一般図を作図する。

⑤関係機関協議 【無名橋 2 を対象】

調査・補修設計に必要となる関係機関ごとに、協議、諸手続き、資料収集及び協議資料の作成を行う。

(2) 塗装塗膜調査 【無名橋 2 を対象】

①橋梁塗装塗膜調査【現場監理】：1 式

②橋梁塗装塗膜の試料採取（サンプリング） 【調査業務の対象】

主桁端部：1 箇所から塗装塗膜の採取を行う。なお、採取方法については橋梁点検車を用いた採取を想定する。

③橋梁塗装塗膜の試験・分析、処分費 【調査業務の対象】

主桁端部：1 箇所から採取した塗装塗膜について以下の試験を行う。

【試験・分析費】

- (1) 前処理費（溶出液作成料）：1 検体
- (2) 鉛（溶出試験）：1 検体
- (3) 六価クロム化合物（溶出試験）：1 検体
- (4) PCB（含有量試験）：1 検体
- (5) 鉛（含有量試験）：1 検体
- (6) クロム（含有量試験）：1 検体
- (7) 総水銀（含有量試験）：1 検体

【処分費】

- (1) 特別管理産業廃棄物処分費：1 検体
- (2) 特別管理産業廃棄物運搬費：1 式

(3) 補修設計

①塗装塗り替え工 【無名橋 2 を対象】

主桁に板厚減少を伴う腐食が著しいため、塗装工事発注に必要な塗装面積の算出、足場工計画、塗装種類の選定等の設計を行う。

塗装仕様は Rc-1 塗装を基本とし、現橋図に基づいた塗装構成図を作成する。また、塗装面積が不明な場合は数量を算出する。特殊な防食方法等の比較が必要な場合は監督員との協議により別途、塗装仕様の検討を実施する。

塗装設計を進めるにあたっては、(2) 塗装塗膜調査における鉛等有害物を含有する試料採取の分析結果を踏まえて実施すること。

なお、あて板補修等の対策工が必要と判断された場合は、発注者と協議を行い、変更契約の対象とする。

②コンクリート上部工補修設計 【無名橋 124 を対象】

コンクリート上部工において確認された損傷について、点検結果に基づき、補修工法の比較・検討、設計図作成、数量計算を行う。なお補修の内容は、ひび割れ補修工、断面修復工等を想定する。

③コンクリート下部工補修設計 【無名橋 2 を対象】

橋台部において確認された損傷について、点検結果に基づき、補修工法の比較・検討、設計図作成、数量計算を行う。なお補修の内容は、断面修復工等を想定する。

④防護柵（ガードレール）取替設計 【無名橋 2 を対象】

腐食、変形・欠損等の損傷が発生している防護柵（ガードレール）の取替設計を実施する。

なお、取替設計に先立ち、既設の防護柵の種別や高さ、材質（鋼製、アルミ製）、地覆の打替えの必要性、道路幅員への影響などの構造検討を行うものとする。

防護柵の取替は「橋梁防護柵取替要領（案）平成 21 年 9 月新潟県土木部道路管理課」に基づいて、防護柵の取替設計を行い、図面作成、数量計算を実施する。

⑤施工計画 【無名橋 124・無名橋 2 を対象】

補修工種全体の施工順序、施工要領、概略工程表、仮設足場図を作成し、施工時の留意点等を取りまとめる。

また、河川橋における等流計算による流下能力、水位の検討程度を含むものとし、不等流計算による検討が必要となる場合は、別途、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

⑥概算工事費 【無名橋 124・無名橋 2 を対象】

補修工種ごとに概算工事費を算出する。

(打合せ協議)

第 7 条 本業務の実施にあたり、打合せ協議は「業務着手時」「中間 2 回」「完了時」の計 4 回を予定するものとし、「業務着手時」および「完了時」には管理技術者が立合うものとする。なお、無名橋 2（下の沢川）の河川管理者である新潟県魚沼地域振興局との関係機関打合せ協議を 1 回予定する。

(貸与資料)

第 8 条 以下の資料を貸与する。

- (1)平成 30 年度 橋梁点検業務委託 報告書
- (2)令和 2 年度 橋梁点検業務委託 報告書
- (3)既存の現橋設計図書、道路台帳図等
- (4)その他、河川条件に関する資料等

成果品

(成果品)

第9条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 小規模橋梁（無名橋2橋）補修設計業務委託 報告書 | 1 部 |
| (2) 上記、電子データ(CD-R) | 1 式 |

その他

(資料の貸与及び返却)

第10条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受託者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。

(成果物の使用等)

第11条 成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

(書類の厳正な保管)

第12条 本業務の関係書類は、委託者に提出するまでの間、汚損、紛失、消失等がないよう厳正に保管しなければならない。

(疑義)

第13条 受託者は委託者と緊密な連絡をとり、円滑な作業の進捗を図るとともに、作業段階ごとに協議を行わなければならない。また、受託者は、本仕様書及び設計書等に疑義が生じた場合、ただちに委託者と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

(業務の完了)

第14条 本業務は、業務終了後所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

以 上